

# 介護保険・後期高齢者医療保険・国民健康保険のお知らせ

## ■通知書を送付

いずれも7月中旬に送付します。納付方法は、年金額・種類等で異なります。

●**介護保険料納入通知書** 第1号被保険者(65歳以上)へ送付します

●**後期高齢者医療保険料額決定通知書** 被保険者へ送付します

●**国民健康保険税納税通知書** 被保険者世帯の世帯主へ送付制度の内容等は本号折込チラシ参照

## ■納付方法

普通徴収と特別徴収の方法があります。

●**普通徴収** 納付書又は口座振替で納付してください。納付する月は7月～来年2月の8回です

※口座振替の申込は、振替希望口座の通帳とその届出印を持ち、市内金融機関か、市高齢福祉課・国保年金課へ。

●**特別徴収** 年金から保険料(税)が天引きされます。なお、年度途中での年齢到

達や本市への転入により対象となった人は、しばらくの間、普通徴収になります。

7月中旬に1年分(4月～来年3月分)の確定した保険料(税)と天引き額を通知します。

10月から特別徴収になる人は、4～9月分の保険料(税)を納付書又は口座振替で納付してください

## ■後期高齢者医療保険の保険証を更新

現在の保険証の有効期限は7月31日です。7月中旬に新しい保険証を簡易書留郵便で送付します。

## ■介護保険負担限度額の認定申請を受付

認定されると、介護保険施設に入所(ショートステイ含む)した場合の食費・居住費の負担額が軽減されます。

現在の認定証の有効期限は7月31日です。引き続き必要人は6月に発送した申請書を提出してください。

## ■介護保険負担割合証の更新

現在の割合証の有効期限は7月31日です。8月以降の介護保険サービス等の利用者負担割合を表示した「負担割合証」を7月上旬に送付します。

サービス利用時に、介護保険証と併せて提示してください。



## ■高額介護サービス費の見直し

8月から高額介護サービス費の利用者負担段階区分(所得等に応じた区分)の「一般世帯」の上限額(月額)が、3万7200円から4万4400円になります。(下表参照)

ただし、このうち1割負担者のみの世帯は、過大な負担とならないよう年間の上限額

## ■高額介護サービス費

利用者負担の段階区分	上限額(月額)
現役並み所得者※	44,400円
一般世帯 (下記の区分及び現役並み所得者に該当しない人)	44,400円(8月から) 37,200円(7月まで)
世帯全員が市民税非課税	24,600円
・合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 ・老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
・生活保護の受給者等	15,000円(個人)

※現役並み所得者 同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいる、65歳以上の人の収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の人。

44万6400円を新設します。  
(3年間の時限措置)

問 ▼ 高齢福祉課  
介護給付係  
☎(71)2226  
☎(71)2232  
☎(71)2230

健幸ひとくち話 10

《家族の宝ものづくり》

二人の娘がともに結婚し、たまに娘夫婦と外食することがあります。後日、お店のご主人から「娘さんと仲がいいのがうらやましいです」と言われ、驚くことがあります。

私自身は、娘らと特別に仲がいいという自覚はないのですが、多くの客人を見てきた目にはそう映るのだそうです。ふり返れば、娘たちがまだ幼かった頃、私が入れている時は、お風呂に本を読み聞かせをした記憶があります。

専業農家の生まれの私は、両親が朝から晩まで仕事に忙しく寂しい思いをしたため、せめて自分の子どもの幼少期には、親としての愛情を注いでやりたいと意識していました。こうしたふれあいが後に、私たち親子の距離を縮めてくれたのでしょうか。

私としては、むしろ娘二人の仲がとても良いことを嬉しく思っています。どちらかが困った時、親より先に二人で相談し合っていたとの話を、後で知らさ

れることがあります。家族の絆の価値は、お金に換算できませんが、私には人生の宝もののように思えます。

本市では子育て支援に力を入れており、低年齢児や長時間の保育を充実させ、多くの保護者にご利用いただいています。

女性が活躍する社会づくりに、保育の充実は不可欠ですが、一方で、各家庭での日常的な親子のふれあいは十分なかとの心配も抱えています。

「三つ子の魂百まで」です。共通した楽しいひと時をつくるのが、生涯にわたる家族関係を決定づけるように感じます。今の若い保護者の皆さんはお忙しいのでしようが、できるだけ子どもに寄り添い、ふれあいの時間を大切にしてもらいたいと願っています。



アンフォーレ内図書情報館 でんでんむしのへや (ご家族でのふれ合いの場としてご活用ください)

お金で手にした宝ものには、時間とともに色あせませんが、家族で過ごした思い出は長い歳月の後に輝きを放つように感じます。時計の針は戻せません。この夏休み、親子で過ごすひと時を大切にしてください。

安城市長

神谷 学

環境衛生功労者・環境美化標語の表彰

5月30日の「町を美しくする運動表彰式」で、長年地域の環境美化活動に尽力されて



いる環境衛生功労者と、環境美化標語の入賞者を表彰しました。受賞者は次の皆さんです。(順不同・敬称略)

◆環境衛生功労者

- 小島英義(里町)
- 鈴木徹(緑町)
- 鶴田俊策(古井町)
- 永見道佳(野寺町)

◆環境美化標語最優秀賞

遠所洋一(愛三工業株式会社 安城工場) 標語↓「捨てません ゴミの無い街 自慢の街」

問▼清掃事業所

(☎76)3053

青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(夏期)

●強調月間 7月1日～8月31日

●スローガン 「非行の芽は やめにつもう みな我が子」

●内容 県下一斉に「青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動」を展開しています。

をすこやかに大きくむ都市」を宣言を行い、全市民的な運動

●問合せ 青少年愛護センター(青少年の家内/☎

(76)3432)

# アンフォーレの催し・お知らせ

## ■第2回 三河フラフェスティバル

西三河最大級のフラの祭典が、アンフォーレで開催されます。地元フラガール大集合！食べて、飲んで、踊る2日間を楽しもう！

- **とき** 7月8日(土)午前10時～午後8時・9日(日)午前10時～午後6時

### ●ところ／内容

#### ◆エントランス

ハワイアン雑貨等のショップや、ロミロミ(ハワイアン

マッサージ)、ハワイアンフォト撮影ができるブースが出店します

#### ◆願いごと広場

ロコモコやスムージー、シエイプアイス等のハワイアンフードが楽しめる飲食ブースや、キッチンカー等が出店します

#### ◆ホール・願いごと広場

8日↓多くのフラ・ダンスから支持され、全国各地で開催される数々の発表会やイベントコンペティションで演奏する「MINEI」等による



Ian Shiroma

MINEI

ハワイアンステージを開催します

#### 9日↓ハワイ・オアフ島出身のシンガー「Ian Shiroma」によるハワイアン

ステージを開催します

ンミュージックのステージ等を開催します

#### ●問合せ 安城プロモーションズ(アンフォーレ総合案内

／ ☎(76)1400)

## アンフォーレ駐輪場・バイク置き場の利用について

### ◆自転車でお越しの際は

左図の青色部分(アンフォーレ駐車場の北側広場寄り・西側)に駐輪場がありますので、そちらにお停めください

### ◆バイクでお越しの際は

左図の水色部分(アンフォーレ駐車場の東側)にバイク置き場がありますので、そちらにお停めください

#### ●問合せ アンフォーレ課

(☎(76)6111)

## 自転車・バイク置き場



緊急地震速報の訓練放送を実施します



全国的に緊急地震速報訓練が実施されます。市で販売した防災ラジオを待機状態にしておくと、自動で緊急地震速報を受信



見聞きした場合は、素早く「姿勢を低く」、「頭を守り」、「揺れが収まるまでじっとする」の行動を取ることができるよう訓練してください。



また、市内小・中学校等の公共施設からも訓練放送が流れます。各施設近隣にお住まいの皆さんは、訓練放送へのご理解とご協力をお願いします。

- **とき** 7月5日(水)午前10時15分頃

● **問合せ** 危機管理課 (☎(71)2220)

## 第58回 | 市民芸術祭 Anjo Art Festival

市民の芸術と文化の向上をめざす市民芸術祭を10月13日(金)～11月26日(日)に開催します。期間中、多彩な催しを行います。皆さんの参加をお待ちしています。

●問合せ 市民ギャラリー(☎(77)6853)

### ■第29回市民文芸まつり

俳句・短歌の自作未発表作品を募集。ともに<sup>ざつまい</sup>雑詠とします。11月26日(日)に市民会館にて入賞作品の発表大会を開催します。

●募集内容 一般(高校生を含む)▶俳句の部→3句以内 短歌の部→2首以内

小・中学生▶俳句の部→2句以内 短歌の部→1首

●対象 市内在住・在勤・在学者又は安城文化協会会員

●申込み 7月28日(金)までに、はがき(消印有効)に楷書で、表面に部門・郵便番号・住所・氏名(フリガナ)・筆名(フリガナ)・電話番号・年齢(市外応募資格者は、学校名・勤務先名又は文化協会所属団体名も記載)を縦書きで記入。裏面は上部に2cmの余白を設けて、作品のみを縦書きで正確に大きく記入し、安城文化協会「市民文芸まつり係」(〒446-0041桜町19-13)へ

※1部門につき1人1枚のみ。

※市HPから申込可。

※応募規定に違反した作品は失格無効。

※応募作品の著作権及び使用についての権利は市に帰属し、作品は返却しません。

### ■第50回市民芸能まつり

●とき 10月28日(土)・29日(日)

●ところ 市民会館

●部門 民謡・舞踊・詩吟・箏曲・民謡・バレエ等

●対象 市内で活動する芸能団体・安城文化協会加入団体

●申込み 7月14日(金)までの午前10時～午後4時(土)(日)(月を除く)に、申込書に必要事項を記入して、持参か郵送(消印有効)・ファクスで安城文化協会(さくら庁舎内/〒446-0041桜町19-13/ファクス(74)6066)へ  
※申込書は同協会配布。

### ■文芸・技芸・趣味の集い

●とき 10月13日(金)～15日(日)、11月上旬

●ところ 市民会館 他

●部門 美術・芸能を除く部門

●申込み 市民芸能まつりに同じ

### ■第74回安美展

●とき 前期→10月20日(金)～29日(日) 後期→11月3日(祝)～12日(日)

※(日)は休館。

●ところ 市民ギャラリー

●部門 前期→日本画、書、工芸・彫塑 後期→洋画、写真

●申込み 出品申込の詳細は本紙6月15日号参照

## 国民年金保険料免除申請を 受付

国民年金第1号の被保険者で、所得が少ない等、保険料を納めることが困難な場合は保険料の納付が免除又は猶予される制度が利用できます。平成29年度分(平成29年7月～平成30年6月分)の免除申請は7月3日(日)から市役所窓口で受付します。未納のままにしておく将来、老齢基礎年金や万一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れない場合があります。

ります。

●内容 保険料の全額免除、一部免除(4分の3、半額、4分の1)、納付猶予

●申請対象期間 申請日の2年1ヵ月前～来年6月

●対象 保険料免除制度↓本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の人。失業・倒産・天災等の理由により、保険料を納めることが困難な人。納付猶予制度↓50歳未満(平成28年6月までは対象年齢が30歳未満)で本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の人。失業・倒産・天災等の理由により、保険料

を納めることが困難な人

●その他 全額免除や納付猶予の期間は年金受給資格期間に算入されますが(一部免除は一部納付保険料を納付していることが必要)、全額納付したときに比べ将来の年金額は少なくなります

※保険料免除、納付猶予期間後10年以内は免除等の承認を受けた期間の保険料を、後から納付(追納)することにより老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

●持ち物 ①年金手帳又は基礎年金番号のわかるもの ②印鑑 ③雇用保険受給資格者証又は雇用保険被保険者離職票等の写し(失業を理由とする申請の場合)

●申込み 右の持ち物を持ち国民年金課へ

※継続申請を希望し、全額免除又は納付猶予の承認を受けた人で平成28年分の所得申告をしている場合は、平成29年7月～平成30年6月分の免除申請は不要。

●問合せ 国民年金課(☎(71)2231)